

改正 平成 8年 4月青警本通第 4号

第 1 目的

この要綱は、110番、加入電話、口頭等により通信指令課、交番駐在所等に通報（以下「110番通報等」という。）を行い、警察活動に協力した者（以下「110番通報等協力者」という。）に対し、適切に謝意を表明することによって、より一層の警察協力体制の確保に資するため、必要な事項を定めることを目的とする。

第 2 110番通報等協力者

110番通報等協力者は、事件事象等の当事者及びその家族並びに同居の親族以外の者であって、表彰に至らない程度の110番通報等により、警察活動に協力した者とする。

第 3 110番通報等協力者の通知

- 1 通信指令課長は、110番通報等協力者を認知したときは、110番通報等協力者通知票（様式第1号）により、110番通報等協力者の住居地を管轄する警察署長（以下「所轄署長」という。）に通知するものとする。
- 2 警察署長は、110番通報等協力者を認知した場合において、110番通報等協力者の住居地が他の警察署の管轄区域であるときは、110番通報等協力者通知票により、所轄署長に通知するものとする。

第 4 謝意の表明

- 1 所轄署長は、自ら又は通知により認知した110番通報等協力者に対し、原則として、次に定めるところにより謝意を表明するものとする。
  - (1) 110番通報等の内容が次のいずれかに該当するときは、礼状を伝達して謝意を表明すること。
    - ア 被疑者の検挙に結びついたもの
    - イ 人命の救助に結びついたもの
    - ウ 被害品の発見、回復に結びついたもの
    - エ その他警察活動上、相当な効果が認められたもの
  - (2) 110番通報等の内容が、前記(1)に至らないものであるときは、礼状を郵送して謝意を表明するものとする。
- 2 礼状を伝達して謝意を表明する場合は、交番又は駐在所勤務の地域警察官（以下「所管区勤務員」という。）を110番通報等協力者を直接訪問させて行うものとする。ただし、所轄署長が、所管区勤務員以外の者を指定して行わせるときは、この限りでない。
- 3 警察署長及び通信指令課長は、110番通報等協力者が他の警察署の管轄区域内に居住する者又は県外に居住する者であるときは、礼状を郵送して謝意を表明するものとする。

第 5 継続協力体制の確保

所管区勤務員は、定期的な連絡、立寄り等により、110番通報等協力者の継続的な協力体制の確保に努めなければならない。

附 則

この要綱は、平成元年10月1日から施行する。

様式第 1号